

# ごみコミ えべつ

第38号

ごみ・資源物は  
収集日当日、**朝9時**までに  
ごみステーションに出しましょう。

\*収集時間は、その日の天候やごみの  
量などにより変動します。

一人ひとりのマナー  
の向上が「ポイ捨て  
のないきれいな街  
づくり」に!!

平成22年9月

発行◆江別市

企画・編集、問合せ◆環境室 減量推進課

〒067-0051 江別市工栄町14番地の3

TEL 383-4211 FAX 382-7240

〈ホームページ〉

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/gomi/index.html>

## 10月から大型ごみの戸別収集が始まります!!

最大辺が1mを超える家具類や棒状品、発火の危険性のあるガスコンロ、  
硬いかたまりの鉄アレイなどを「大型ごみ」として戸別収集します。

処理料金は3種類

250円



※大型ごみ処理シール(250円)

500円



1,000円



※現在1mを超えて出せる品目(例外品目)は、戸別収集の大型ごみとなり、ごみステーションには出せなくなります(ごみステーションに出せるものは最大辺1m以下のものになります)。

※例外品目用の「ごみ処理券240円」は廃止しますが、ご家庭でお手持ちのごみ処理券について  
は、10月から次の場所で指定ごみ袋や他のごみ処理券と交換します。

**【交換場所】**市役所売店(高砂町6)、市立病院院友会売店(若草町6-1)、環境室(工栄町14-3)。

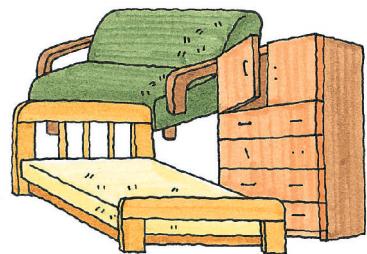
交換できる期間は、12月末までとしてあります、環境室では1月以降も交換します。

このほか、10月2日(土)、3日(日)の9時~17時まで中央・野幌・大麻各公民館、元町地区センター、野幌鉄南地区センターでも交換します。

# 大型ごみ収集に関するQ&A

Q どんなものが大型ごみになるの？

A たんす、ソファー、テーブル、食器棚、机、ベッド、ベッドマットレスなどで最大辺が1mを超えるものや、石油ストーブ、ガスコンロ、灯油タンクなど発火の危険性のあるもの、鉄アレイなど硬いかたまりのものなどを大型ごみとして戸別収集します。



Q 処理料金はいくらになるの？

A 品目により異なり、サイズなどに応じて、250円、500円、1,000円の3種類です。

Q ごみ処理券と大型ごみ処理シールは違うの？

A はい、違います。大型ごみ処理シールは、申し込みの際に受付番号をお知らせしますので、その番号をシールに記入して収集日に大型ごみに貼って家の前に出します。一方、ごみ処理券は、80円と160円があり、指定ごみ袋に入らない1m以下の品目に貼って収集日にごみステーションに出します。なお、「ごみ処理券240円」は、10月から廃止になりますので、お手持ちの方は、指定ごみ袋または他のごみ処理券と交換できます（1ページを参照）。

Q 大型ごみは軒先に出すことになっているが、家の前が直ぐ道路の場合は何処に出すの？

A 道路との間に敷地が無い場合は、路上を利用することは、やむを得ないと考えてあります。しかし、この場合においても、できるだけ家屋に寄せるなど、他の通行に支障とならないようにお願いします。

Q 家の中から収集はしてもらえるの？

A 室内からの収集はできません。家の外の敷地内に出てください。室内からの排出ができない場合は、これまでどおり民間業者（江別リサイクル事業協同組合 ☎385-7124）に処理を依頼してください。

Q 今まで、ごみステーションに出せた1mを超えるものが、10月からは受付センターに電話しなければならなくなるのはなぜ？

A 1mを超えるものを大型ごみとしたことから、その都度申込みが必要となり、この点は、お手間をお掛けすることとなります。この1m基準の設定は、処理施設の設備規模とごみステーションでのスペースや通行の確保に由来し、ごみステーションへの排出は1m以下を原則としています。

しかし、この原則どおりに1mを超える品目を市が収集しなければ、市民の方は、業者に依頼するか、自分で処理施設に運ばなければならぬことから、市ではやむを得ず、一部の例外品目を定めて収集していますが、ごみ収集車への混載方式をとる現在の収集・処理体制ではこれ以上例外品目を追加することはできません。また、例外品目については現在、分別辞典に「1m」を記していますが、ごみとなり得る品目全てを掲載することはできず、結果として、掲載された品目は出せて、掲載されない品目は出せないという不均衡が生じています。

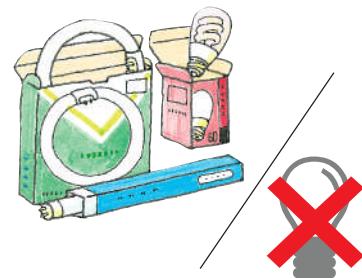
こうした事情から、今回の大型ごみでは、誰にでも分かりやすく、不均衡が生じないように、家具や棒状品の違いにかかわらず、1mという唯一の基準を設けたものですので、申込みの手間については、ご理解とご協力をあ願いします。

## お間違いなく！電球や刃物は「危険ごみ」ではありません

蛍光管は、内部に水銀が封入されていることから、「危険ごみ」として収集した後、専用の処理施設でリサイクルをしています。

これに対し、いわゆる「白熱電球」には水銀が使用されていないため、「燃やせないごみ」として収集しています（金属類は、施設の処理過程でリサイクルされます）。

また、刃物や割れたガラスなどが「危険ごみ」として出されることがあります。これらも同様に「燃やせないごみ」になります。「危険ごみ」では収集されませんので、ごみを出す際にはご注意ください。



# 家庭系廃棄物処理手数料減免制度の拡充のお知らせ

市では、10月から在宅で常時紙おむつを使用されている要介護4及び5の認定を受けている方、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付事業に係る紙おむつの給付を受けている在宅の身体障がい者(児)の方、2歳未満の乳幼児がいる世帯などを対象に指定ごみ袋を無償で交付します。

対象と思われる世帯には、案内文書を送付しますので、必要書類を添え清掃管理課へ申請してください。審査のうえ、引換券を送付しますので、記載されている指定ごみ袋等取扱店で引換券との交換により指定ごみ袋を交付します。

なお、8月31日までに住民票に登録されている2歳未満の乳幼児等がいる世帯については、会場を設け直接、指定ごみ袋を交付します。

交付する指定袋は、いずれも1ヶ月につき20リットル袋を10枚とします。

▽問合せ 清掃管理課(☎383-4196)

## 環境クリーンセンター((株)エコクリーン江別)からのお願い

引っ越しごみなど多量のごみを環境クリーンセンターに直接ご自分で搬入されるときは、事前にあ問い合わせいいただくことをお勧めします。

1. 搬入したごみは、ご自分で降ろしていただきます。ごみ収集車の搬入時間帯などと重なりますと、受付をお待ちいただくことになります。事前にあ問い合わせいいただくことにより搬入時間帯など事前調整を行うことができます。
2. 環境クリーンセンターでは受入できないごみや、受入サイズなどの基準があります。受入できないごみなどはお持ち帰りいただくことがあります。また、搬入される際にはお願いや注意事項があります。

### ▼事前問合せの際にご留意願います

- ・事前に問い合わせる場合はご本人が行ってください。
- ・引越し業者、宅配業者などごみの収集運搬業の許可を持たない業者・知人等に環境クリーンセンターへの持込みを委ねることはできません。
- ・事前の問合せは月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで(土、日、祝日は除く)。

▽問合せ 環境クリーンセンター(☎391-0422)



## 不法投棄を防ぐために

ごみの不法投棄は、一度捨てられた場所や管理の不十分な場所にくり返し捨てられる傾向があります。

不法投棄されたごみは土地の所有者・管理者の責任で処理しなければなりません。資材置場、空き地などを所有・管理されている方は、ごみを捨てられないように適正な管理に努め、柵や警告看板の設置など、予防の対策もお願いします。

市では、ごみの不法投棄を防止する為、監視パトロール・啓発看板設置などの取組みを行っています。

不法投棄の現場を見掛けたときには、車のナンバーや投棄者の特徴などを警察署(110番)か警察署の生活安全課(☎382-0110)へ通報してください。

▽問合せ 廃棄物対策課(☎383-4217)

## 指定ごみ袋が統一になります

燃やせるごみと燃やせないごみの指定袋を統一し、新たに5リットルの少量袋を設けます。

指定袋は共通になりますが、いままでどおり正しく分別して、それぞれの収集日に出してください。

統一袋には、ご家庭で分別区分がわかるように「レ点」などを付けられるデザインとなっていますのでご利用してください。なお、「レ点」を付けていても正しく分別されていれば収集します。

統一袋は隨時、取扱い店に陳列されますが、現在の指定ごみ袋もこれまでどおり使用することができます。

5リットルの少量袋は、これまで要望が多く寄せられたことから新たに設けました。1枚10円、10枚100円となります。



▽問合せ 清掃管理課(☎383-4196)

# 使用済み小型家電を集めます

市と北海道は、「2010えべつ消費者フェア」で使用済み小型家電の回収モデル事業を行います。

小型家電には、レアメタル(希少金属)などが含まれています。1個に含まれている量はわずかですが、多くの小型家電を回収して、そこからレアメタルなどを取り出すことができれば、貴重な資源になります。どうぞ会場までお持ちください。

回収日時 平成22年10月2日(土)10時から15時30分まで

回収場所 江別市民会館小ホール 使用済み小型家電回収コーナー

## ★回収の対象となる小型家電(大きさが15cm×25cm以下のものに限ります。)

デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレイヤー(MP3プレイヤー、MD・CDレコーダーなど)、小型DVDプレイヤー、電子手帳、電子辞書、電卓、家庭用ゲーム機本体、家庭用電話機・FAX(子機含む)、ワープロ(ワープロに限り、15cm×25cmを超えて可)、カーナビ、ラジオ、各種付属品(アダプター、コード、リモコン、充電機器など)



## ★対象にならないもの

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン

ビデオテープ・カセットテープ・CD・DVDなどの記録媒体

▽問合せ 減量推進課(☎383-4211)

## 地域清掃のごみの出し方

自治会の地域清掃やボランティア活動での美化活動等により発生した「公共ごみ」は次の方法で収集しています。どちらも「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分けてください。

### ○少量の場合

公共ごみ袋(各自治会に配布しています)に入れ、それぞれの収集日にごみステーションに出してください。

### ○多量の場合

市で直接収集しています。

事前に実施日・実施内容等をお知らせのうえ、ごみステーション以外の場所に集積してください(この場合は、任意の袋で結構です)。

※地域清掃が集中する時期は、ご希望の日時に回収できない場合がありますので、ご了承ください。

また、地域清掃活動の際に不法投棄物を発見した場合は、併せてご連絡ください。

### ▽お願ひ

土や砂はごみとして処理することができません。抜いた草等に大量の土や砂が付着していると、回収後の処理に支障をきたしますので、できるだけ取り除いていただくよう、ご協力をお願いします。

▽問合せ 廃棄物対策課(☎383-4217)



## 共同住宅には「専用ごみステーション」の設置を

4戸以上のアパート・マンション等の共同住宅には、建物内または敷地内に「専用ごみステーション」を設置することが条例で義務づけられています。

共同住宅を建築する際は、「専用ごみステーション」の設置をお願いします。

設置には、事前に市との協議や手続きが必要ですので、廃棄物対策課(☎383-4217)にお問い合わせください。

この設置義務は、既存の共同住宅にも適用されますので、すでに共同住宅を所有していて、専用ごみステーションを設置していない方は、早急に設置していただきますようお願いします。